

職員の給与の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和八年三月五日

広島県人事委員会

委員長 船 木 孝 和

広島県人事委員会規則第七号

職員の給与の支給に関する規則の一部を改正する規則

職員の給与の支給に関する規則（昭和二十六年広島県人事委員会規則第四号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
第十六の三 2 (略) 3 (略) 一 年額百三十万円程度以上（満十八歳に達する日後の最初の四月一日から満二十二歳に達する日以後の最初の三月三十一日まで）の間にある者にあつては、年額百五十万円程度以上）の恒常的な所得があると見込まれる者 4・5 (略)	第十六の三 (略) 2 (略) 3 (略) 一 年額百三十万円程度以上の恒常的な所得があると見込まれる者 4・5 (略)

附 則

この人事委員会規則は、令和八年四月一日から施行する。